

労働局・トラック協会に要請

6月27日、関東5カ所目の東京都トラック協会へ！指導強化求め。



東京都本部と東京トラック部会は6月27日、東京労働局及び東京都トラック協会への要請行動を12名の参加で実施しました。

都本部の行動として実施された労働局交渉では、春の中央行動において全国トラック部会が要請した改正改善基準告示の過労死等防止に向けた再検討を要請し、告示の曖昧な定義や不備について追及しました。労働局監督課からの回答は具体的な内容に一切答えず「本省に伝える」とした不誠実な対応に終始しました。

しかしながら改正改善基準告示

は2024年4月から適用されます。告示の条文や関係通達、Q & Aでも曖昧で不明確な内容を労働基準監督署や労働局には現場で働くトラック運転者や事業主からの問い合わせがおこなわれますが、その都度“本省”にお伺いを立てるのでしょうか。

過労死等防止の観点に立たない現状維持や例外規定を多用し、現場に混乱をもたらす改善基準告示など遵守できるものではありません。引き続き、厚生労働省や各県労働局に対しては不明確な告示内容の改善及び再検討を求めた要請行動が必要です。

東京労働局への要請後には、都本部のメンバーとともに東京トラック部会が中心となり、東京都トラック協会へ訪問しました。東京ト協には適正化実施機関における巡回指導時の評価が「D・E評価」で悪質事業者への指導強化等の要請をおこないました。

東京ト協・適正化事業部から事業部長を含め3名が対応し、適正化事業の具体的運営内容について懇談をおこないました。とりわけ要請内容に対して事業部長からは、他県ト協（埼玉・千葉・群馬・栃木）がおこなわなかった各項目について丁寧に回答され、都内におけるD・E評価事業者数の公表や評価の悪い事業者の改善に向けた努力などの状況が報告されました。

7月には神奈川県トラック協会及び茨城県トラック協会への要請を予定しています。



適正化実施機関とは？トラック運送事業の健全な発展を図るため、国土交通省が創設し、全日本トラック協会が事業をおこなう機関。詳細は右のQRコードから。